

# 検 疫 業 務 要 領

成田空港検疫所検疫課

平成28年11月改正

## 目 次

|      |   |    |
|------|---|----|
| I    | 検疫前の通報.....                                   | 1  |
| 1.   | 検疫前の通報事項.....                                 | 1  |
| 2.   | 検疫前の通報で患者又は死者がある場合 .....                      | 1  |
| 3.   | 検疫前の通報で患者及び死者がない場合 .....                      | 2  |
| II   | 明告書の受理.....                                   | 2  |
| III  | 機内検疫 .....                                    | 3  |
| 1.   | 機内検疫対応方法.....                                 | 3  |
| 2.   | 機内検疫対応後の報告.....                               | 3  |
| IV   | 検疫検査場における検疫 .....                             | 3  |
| V    | 便宜供与願 .....                                   | 4  |
| VI   | 遺体貨物の検疫 .....                                 | 4  |
| VII  | 健康相談業務 入国時 .....                              | 4  |
| 1.   | 健康相談等対応.....                                  | 4  |
| 2.   | 検査結果陽性の場合 .....                               | 5  |
| 3.   | 救急処置が必要な旅客への対応 .....                          | 5  |
| VIII | 健康相談業務 電話相談及び出国時 .....                        | 5  |
| 1.   | 電話等による健康相談の対応.....                            | 5  |
| 2.   | 出国エリアでの対応 .....                               | 5  |
| IX   | 検疫済証、仮検疫済証又は確認書の交付 .....                      | 5  |
| X    | ダイバート便の対応.....                                | 6  |
| 1.   | 他の空港へ到着予定だった航空機が、成田空港にダイバートした場合 .....         | 6  |
| 2.   | 成田空港へ到着予定だった航空機が、他の空港にダイバートした場合 .....         | 7  |
| XI.  | インターナショナルトランスター（制限区域内において国内線に乗り継ぐ乗客等）対応 ..... | 7  |
| XII  | ねずみ族又は虫類の駆除.....                              | 7  |
| XIII | 健康監視システムへの入力 .....                            | 7  |
| XIV  | 業務実施報告書の作成 .....                              | 8  |
| XV   | 業務終了後の作業.....                                 | 8  |
| <参考> | .....   | 9  |
| 1.   | 検疫法に基づく感染症分類 .....                            | 9  |
| 2.   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症分類 .....     | 10 |

<添付マニュアル等>

- ①Air-Naccs 取扱マニュアル
- ②健康相談手順書
- ③感染症発見報告マニュアル
- ④健康監視システム運用マニュアル

## 検疫業務要領

検疫業務とは、我が国に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずるため、検疫法（昭和 26 年 6 月 6 日法律第 201 号、以下「法」という。）に基づき実施する業務である。

なお、平成 27 年 2 月に全国検疫所長協議会により「検疫業務実施要領」が作成されていることから、検疫業務の実施に関しては、当該要領を基本とし、本要領においては成田空港検疫所における検疫業務の詳細を示すこととする。

### I 検疫前の通報

検疫を受けようとする航空機の長は、当該航空機が成田空港に到着する前に検疫感染症の患者（又は検疫感染症に罹患したと思われる者）又は死者の有無などについて、検疫所長へ通報しなければならない（法第 6 条）。

到着前に通報がない場合又は通報内容が不十分な場合は原則、機内検疫を実施すること。

なお、Air-NACCS（※）での通報についても同様のものとして取り扱うこと（法施行規則第 1 条の 3）。

また、電話など口頭で通報を受けた際には「検疫前の通報記録簿」に記入すること。

※ Air-NACCS の取り扱いについては、別添「Air-NACCS 取扱マニュアル」を参照すること。

#### 1. 検疫前の通報事項

次に掲げる（1）～（5）とする（法施行規則第 1 条の 2。）。

- (1) 航空機の登録番号・便名
- (2) 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日
- (3) 乗組員及び乗客の数
- (4) 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数
- (5) 検疫区域に到着する予定日時

#### 2. 検疫前の通報で患者又は死者がある場合

航空会社からの患者発生連絡の際には、「有症者事前情報（電話記録用）」に記入し、その症状が明告書で申告することになっている症状（法施行規則第 3 条第 3 項）（38℃ 又は 100°F 以上の発熱、明確な体調不良、持続的な咳嗽、呼吸障害、持続的な下痢、持続的な嘔吐、皮膚発疹、怪我によらない皮下出血又は出血、急性の錯乱）に該当するかを確認し、以下の（1）～（3）のいずれの方法で対応するかを決定し航空会社に指示する。

(1) 機内検疫の実施（詳細は「Ⅲ機内検疫」にて後述する。）

一類感染症、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）が疑われる場合、死者が発生した場合又は検疫前の通報で患者の症状が把握できない場合は、機内検疫を実施する旨を連絡する。この場合、乗客等の降機の禁止（貨物等の積み下ろしも含む。）を航空会社に指示する。また、必要に応じて、患者にマスクを着用させるなどの感染防止策を講じるように航空会社に連絡する。

(2) 降機の許可

(1) に該当しない場合には乗客等の降機を許可する。なお、(1)以外の感染症の疑いがある場合には、状況に応じて当該乗客等に健康相談室への入室を勧める。

(3) 救急車等での搬送の許可

機内において人命に関わる患者等が発生し、(1)の感染症の可能性がないことを確認できた場合には、「傷病旅客に関する特別便宜供与願」の提出をもって、機側から救急車等による緊急搬送を許可（法第5条第1号交通等の制限）し、他の乗客等は、通常どおり検疫検査場で検疫を実施する。

### 3. 検疫前の通報で患者及び死者がない場合

乗客等の降機を許可する。

## II 明告書の受理

検疫を受けるに当たっては、航空機の長は、検疫所長に以下を記載した明告書を提出しなければならないため（法第11条、法施行規則第3条。）、明告書を受け取った際には以下を確認すること。

- 一 運行者の氏名
- 二 航空機の国籍記号及び登録番号
- 三 航空機の便名
- 四 明告書の作成年月日
- 五 発航した地名及び検疫を受けようとする飛行場名
- 六 寄航した地名及び行先地名
- 七 乗組員の氏名
- 八 乗客の数
- 九 感染性の疾病に罹患したと認められる患者があるときは氏名その他当該患者に関する詳細
- 十 航行中又は直近において実施した消毒その他の衛生上の措置の詳細

なお、Air-NACCSでの受理についても同様のものとして取り扱うこと（法施行規則第1条の3）。また、明告書の署名は原則機長又は機長に代わって職務を行う者が行うものであるが、やむを得

ない理由により「権限ある代理人(Authorized Agent)」が署名した場合は、「関係乗組員の署名(Crew member concerned)」が必要となる。

### III 機内検疫

I 2 (1) に該当する場合、機内検疫を実施する。

#### 1. 機内検疫対応方法

別途対応に係るフローが作成されている場合は、フローに基づき対応すること。

##### (1) 事前準備

- ・検疫前の通報の情報を班長等に報告し、機内検疫や防護服等の対応方法について確認、準備する。
- ・必要に応じて、タイベック、N95マスク、手袋、ゴーグル等を着用する。
- ・機内検疫バッグ、機内配布用マスク、携帯電話等を準備する。

##### (2) 機内検疫

- ・原則、事務官及び看護師等の2名以上で対応する。
- ・患者の健康状態又は死亡した者の状況の確認が終了するまで、乗客等の降機を禁止する。
- ・患者等にサージカルマスクを着用させたうえで、聞き取りを行う。
- ・患者の健康状態を確認後、患者の移動及び乗客等の降機について、班長等の指示を仰ぐこと。

##### (3) 機内及び健康相談室の消毒

- ・消毒については、中央事務室と相談し、衛生課に依頼する。

#### 2. 機内検疫対応後の報告

機内検疫対応後、対応した内容等をまとめ、課長に速やかに報告すること。

### IV 検疫検査場（検疫ブース）における検疫

航空機の検疫については、機内又は機側検疫を実施しなければならない場合を除き、原則として、検疫所長が指定した場所である検疫検査場（検疫ブース）において以下の対応を行う。

- ・ポスター、アナウンス等により健康状態に不安がある場合は、その旨を検疫官に申し出るよう促す。
- ・感染症が疑われる場合は健康相談室に入室させ、健康相談記録票を用いて質問を行う。
- ・健康相談室への入室を拒否する者に対しては、必要に応じて医療機関を受診するように勧める。

## V 便宜供与願

政府要人については、警護の観点から、通常の旅客動線を使わない（検疫ブースを通過しない）場合がある。そのような場合には、事前に所管省庁等から便宜供与願が提出されることとなっており、便宜供与願が提出されている場合には、原則、対象者の動きを妨げることなく機側等適宜の場所において検疫を実施すること。

## VI 遺体貨物の検疫

遺体はすでに現地の医師によって検死又は検案されており、税関で管理され密閉状態であることから、それを介して感染症が国内に侵入するおそれないと判断しているのが現状である。

遺体については、航空会社に以下の書類の提出を求め、死亡原因が検疫感染症又は不明でないことを確認する。

なお、入国しない場合（外国へ乗り継ぐ場合）は書類の提出は必要ない。

- ・積荷目録（Cargo Manifest）
- ・航空貨物運送状（Air Way Bill）
- ・死亡診断書又は死体検案書
- ・公的機関（大使館、領事館等）発給の遺体証明書

※積荷目録以外は検疫法上の法定書類ではない。（書類はコピー等でも可能）

書類確認後、「特殊貨物（遺体）の輸入状況について」を作成すること。

死亡原因が検疫感染症又は不明で、防腐処理もされていない場合は、貨物の移動を制限するよう指示し、班長等の指示を仰ぐこと。

## VII 健康相談業務 入国時

### 1. 健康相談等対応

検疫所における健康相談とは、健康状態に関する問診、診察、検査等を指し、乗客等により検疫感染症が国内へ持ち込まれることを防止することを主眼としている。しかし、鑑別診断を行う過程や、乗客等が自主的に健康相談室を訪れる場合等、検疫感染症以外の疾患が疑われる者を対象とする場合もある。

別添「健康相談手順書」に基づき対応すること。

## 2. 検査結果陽性の場合

検査の結果、陽性となった場合、検疫法第26条の3及び感染症法第12条の1の規程に基づき、当該者の居住地を管轄する都道府県知事及び印旛保健所長を経由して、都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

別添「感染症発見報告マニュアル」に基づいて対応すること。

## 3. 救急処置が必要な旅客への対応

検疫時に急病人を発見した場合、又は航空会社等より連絡を受けた場合は検疫業務以外であっても人道的立場から臨機応変に対応することが必要である。

# VIII 健康相談業務 電話相談及び出国時

## 1. 電話等による健康相談の対応

電話相談を行った時は「予防接種/電話相談 電話記録票」又は、「その他問い合わせ 電話記録票」に記入すること。

## 2. 出国エリアでの対応

- ・出国エリアにおいて健康相談を実施した場合は、「出国健康相談記録」及び「出国健康相談コーナー対応記録簿」に記入すること。
- ・出国エリアに配置しているリーフレット等については定期的に残数等を確認し、適宜補充すること。

# IX 検疫済証、仮検疫済証又は確認書の交付

検疫終了後は、以下項目について記載し、速やかに（仮）検疫済証を交付すること（法第17条及び第18条）。その際、通し番号、飛行場名、所長の署名、公印が正しく記載されているか確認すること。

なお、Air-NACCS での交付についても同様のものとして取り扱う（法施行規則第1条の3）。

- ・交付年月日
- ・航空機の登録番号(Registration)及び便名
- ・当該機の国籍
- ・航空機の種別（乗客：PASSENGER、貨物：FREIGHTER、プライベート：PRIVATE）
- ・担当検疫官の署名
- ・仮検疫済証にあっては期日（法施行規則第6条）

検疫感染症ごとに定められ、その期日は検疫法令の施行通知等により示される。

また、当空港（1次港）において一部の乗客等を下ろし、他の空港（2次港）まで残余の乗客等を運ぶ航空機については、原則として当所で全乗客等の検疫を行うこととなるが、残余の乗客等の検疫が実施不可能な場合は、2次港と協議を行った上で、確認書（「航空機に関する検疫上の取扱いについて」（昭和45年12月17日衛発第888号））を機長に交付するとともに2次港にも確認書の写しを送付すること。

確認書の交付番号は暦日毎に「1」から始めることとし、公印押印は不要とする。

なお、（仮）検疫済証、確認書の交付区別については以下のとおり。

（1）仮検疫済証交付対象便

- ・検疫感染症流行地域からの来航便。
- ・検疫感染症流行地域に渡航し、同感染症の潜伏期間内にある者が搭乗している検疫感染症の非流行地域からの来航便。

（2）検疫済証交付対象便

- （1）に該当しない便。

（3）確認書交付対象便

- ・当空港（1次港）において一部の乗客等を降ろす便で全乗客等の検疫が困難な便。

## X ダイバート便の対応

ダイバート便とは、急病人の発生や天候不良等により、本来の目的地以外の空港に着陸する航空機のことである。検疫は国内の最初の空港で手続きを済ませれば、その後は国内の他の空港では、再び同一の手続きを求めないことを原則としている（1港検疫主義）。

### 1. 他の空港へ到着予定だった航空機が、成田空港にダイバートした場合

検疫前の通報を受けた者は、以下の内容等を確認後、機内検疫、機側検疫又は検疫検査場での検疫のいずれの方法で対応するかを決定し航空会社に連絡する。

また、本来の目的地を管轄する検疫所へその旨を連絡すること。

（航空会社に確認する内容）

- ・便名（出発地、到着予定空港）
- ・当空港の到着予定時刻、スポット番号
- ・ダイバートの理由
- ・ドアオープン（乗客の降機）の有無
- ・急病人がいる場合は救急車の要請の有無
- ・当空港の出発予定時刻

なお、感染症ではない急病人等のみが降機し、他の乗客等が降機しない場合であっても、可能な限り他の乗客等についても検疫を行い、(仮) 検疫済証を交付する（次港（2次港）が国内の場合は、管轄する検疫所へ(仮) 検疫済証番号等を教示すること。）。他の乗客等に対する検疫が不可能である場合には、2次港と協議を行った上で、確認書（「航空機に関する検疫上の取扱いについて」（昭和45年12月17日衛発第888号）を機長に交付するとともに次港（2次港）を管轄する検疫所にも確認書の写しを送付すること。

乗客等が降機しない場合（書類の受け渡しのみの場合などを含む。）、1次港として取り扱わないため検疫実施の必要はない（2次港が国内の場合は、管轄する検疫所へその旨連絡すること。）。ただし、次港（2次港）を管轄する検疫所の状況等を加味し、必要に応じ成田空港で対応が可能であれば、1次港として取扱い、機内検疫を実施する。

## 2. 成田空港へ到着予定だった航空機が、他の空港にダイバートした場合

航空会社へ着陸予定の空港を管轄する検疫所に連絡しているか確認し、検疫所間においても当所（2次港）での検疫の必要の有無を確認するなど情報共有する。

## XI. インタナショナルトランスター（制限区域内において国内線に乗り継ぐ乗客等）対応

原則、国内の最初の空港で検疫手続きを済ませる（1港検疫主義）こととなっているため、検疫検査場を通過せず、直接国内の他の空港へ乗り継ぐ乗客に対しては、機側検疫等を実施し感染症対策を講じる。

## XII ねずみ族又は虫類の駆除

機内にねずみ族、蚊族等の検疫感染症を媒介する動物等がいるとの報告があった場合は、衛生課に捕獲を依頼する。

なお、夜間、休日等で衛生課より対応を依頼された場合は、衛生課職員の指示を仰ぎ実施すること。

## XIII 健康監視システムへの入力

検疫前の通報で患者又は死者があった際と検疫終了時、健康相談及び検査実施時には健康監視システムに情報をそれぞれ入力する。入力方法等は別添「健康監視システム運用マニュアル」を参照すること。

## XIV 業務実施報告書の作成

健康相談業務等を実施した便については「業務実施報告書」を作成のうえ、健康相談記録票等を添付する。

## XV 業務終了後の作業

業務終了後は以下を実施すること。

- ・日報（甲）の出力：前日の検疫数等に関して、健康監視システムより出力する。
- ・日誌の出力：必要事項を記入、確認し出力する。
- ・書類の提出：必要書類をまとめて中央事務室へ提出する（1ビルの書類については、前日分を翌朝に2ビルに搬送する。）。「中央への提出書類」を参照。
- ・文書の保管：以下の順に編纂し、1ビルは1ビル中央事務室へ、2ビルはB側でそれぞれ保管する。なお、1ビルについては毎月末日に1ヶ月分を1ビルの書庫に搬送し、保管する。
  - (1) 入港届等綴表
  - (2) 明告書（1日分をサテライトごとに整理番号順に並べる。）
  - (3) 検疫前の通報記録簿
  - (4) 検疫日報（乙）

## &lt;参考&gt;

## 1. 検疫法に基づく感染症分類

(法…検疫法 令…検疫法施行令)

|   | 疾患名  | 備考  |
|---|--|---|
| 法<br>第<br>一<br>条<br>第<br>一<br>号           | ①エボラ出血熱  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する<br>医療に関する法律（以下「感染症法」と<br>いう。）第六条第二項<br>「一類感染症」 |
|   | ②クリミア・コンゴ出血熱   |   |
|   | ③痘そう   |   |
|   | ④南米出血熱   |   |
|   | ⑤ペスト   |   |
|   | ⑥マールブルグ病   |   |
|   | ⑦ラッサ熱  |   |
| 法<br>第<br>二<br>条<br>第<br>二<br>号           | ①新型インフルエンザ<br>②再興型インフルエンザ  | 感染症法第六条第七項 「新型インフル<br>エンザ等感染症」                                    |
| 法<br>第<br>三<br>条<br>第<br>二<br>号           | ①ジカウイルス感染症   | 検査が必要<br>令第一条 政令で定める検疫感染症   |
|   | ②チクングニア熱   |   |
|   | ③中東呼吸器症候群  |   |
|   | ④デング熱  |   |
|   | ⑤鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)  |   |
|   | ⑥マラリア  |   |
| 法<br>第<br>二<br>十<br>七<br>条<br>第<br>一<br>項 | ①ウエストナイル熱  | 令第三条 検疫感染症に準ずる感染症   |
|   | ②腎症候性出血熱   |   |
|   | ③日本脳炎  |   |
|   | ④ハンタウイルス肺症候群   |   |
| 法<br>第<br>二<br>十<br>六<br>条<br>の<br>一      | ①急性灰白髄炎②細菌性赤痢③ジフテリア④<br>腸チフス⑤パラチフス⑥腸管出血性大腸菌感<br>染症⑦アーベ赤痢⑧ウエストナイル熱⑨A<br>型肝炎⑩黄熱⑪狂犬病⑫後天性免疫不全症候<br>群⑬ジアルジア症⑭腎症候性出血熱⑮日本脳<br>炎⑯破傷風⑰ハンタウイルス肺症候群⑲麻し<br>ん | 令第二条の二 診察等を行なう検疫感染<br>症以外の感染症                                     |

## 2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症分類

検査感染症は、一類、二類及び四類感染症（感染症法第6条）に分類されており（法第2条）、診断した場合には都道府県知事への届出が必要である（感染症法第12条 医師の届出）。

|                          | 疾患名  | 届出の内容と期日  |
|--------------------------|--|---|
| 一類感染症（7疾患）               | ①エボラ出血熱②クリミア・コンゴ出血熱<br>③痘そう④南米出血熱⑤ペスト⑥マールブルグ病⑦ラッサ熱   | 直ちに、直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令（施行規則第4条）で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出をする。                                    |
| 二類感染症（6疾患）               | ①急性灰白髄炎②結核③ジフテリア④重症急性呼吸器症候群（S A R S）⑤中東呼吸器症候群（M E R S）⑥鳥インフルエンザ（H 5 N 1、H 7 N 9）   |   |
| 三類感染症（5疾患）               | ①コレラ②細菌性赤痢③腸管出血性大腸菌感染症④腸チフス⑤パラチフス  |   |
| 四類感染症（4疾患）               | ①E型肝炎②A型肝炎③黄熱④Q熱⑤狂犬病<br>⑥炭疽⑦鳥インフルエンザ（H 5 N 1 及び H 7 N 9 を除く）⑧ボツリヌス症⑨マラリア⑩野兎病⑪その他（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の2で定めるもの（ジカウイルス感染症、デング熱、チクングニア熱を含む））            |   |
| 新型インフルエンザ等感染症            | 新型インフルエンザ<br>再興型インフルエンザ  |   |
| 五類感染症（46疾患）、全数把握疾患（22疾患） | ①インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）②ウイルス性肝炎（E型及びA型肝炎を除く）③クリプトポリジウム症④後天性免疫不全症候群⑤性器クラミジア感染症⑥梅毒⑦麻しん⑧メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症⑨その他（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第一条で定めるもの） | 侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんは直ちに届出。<br>その他厚生労働省令（施行規則第4条）で定める感染症は七日以内に厚生労働省令（施行規則第4条）で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出をする。 |

## 成田空港検疫所 検疫課 検疫業務要領

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 指定感染症 | 既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの                          |   |
| 新感染症  | 人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの | 直ちに、その者の氏名、年齢、性別、職業、住所、その他感染症法第12条で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出をする。 |

### 要領の見直し

この要領は検疫法等の改正、体制や状況の変化に対応して、適宜改訂を加えるものとする。

#### 附則

この要領は、平成11年3月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成22年4月14日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成28年4月28日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。